

一九二〇年代農政指導の検討（四）

——産業組合中央会会頭志村源太郎をとおして——

森 邊 成 一

はじめに

一 財閥ブルジョアジー——農業団体指導者

〔補論〕 二〇年代農業関係諸団体の展開と志村（以上 『広島法学』 十四卷二号）

二 二〇年代農政の政策決定過程と志村源太郎

——食糧政策を中心に——

（1）第一次大戦期の米価政策と農業倉庫案（以上 『広島法学』 十六卷三号）

（2）第一次大戦後の食糧政策と「財界整理地均し」（以上 『広島法学』 十七卷一号）

（3）米穀法改正問題と志村源太郎

①米穀法制定と原敬の農政指導（以上 本号 十七卷四号）

②米穀法改正と志村源太郎（以上 次号 十八卷一号）

三 志村源太郎の農政構想と政党政治（以下 名古屋大学 『法政論集』 山田公平教授退官記念一五四号）
むすび

* 本稿では、当初二章二節蚕糸政策、同三節肥料政策の検討を予定していたが、既に、食糧政策の検討だけで、相当の紙数を費やすこととなってしまったため、二章の検討は、もっぱら食糧政策を中心とし、蚕糸・肥料政策については必要な限りで最小限の言及を行うに止める。こうしたプランの変更は論文構成の再編があっても、二〇年代農政指導の特質を志村の構想と行動の内に探るという本稿の論旨を、とりわけ三章に於いて展開するのに、特段の支障はないものと判断する。読者のご了解を乞う次第である。

(3) 米穀法改正問題と志村源太郎

前節では、原内閣の食糧政策をめぐり、米騒動後の米価 \parallel 外米輸入政策と、米穀増産 \parallel 開墾助成法・朝鮮産米増殖計画の、成立・決定過程を考察した。そして、そこでは、志村の米価安定をめざす産業組合指導と、原内閣の食糧政策に対する彼の批判的見地を、明らかにし、さらにすすんで、二〇年反動恐慌後の「財界整理地均し」 \parallel 物価割高是正をめぐる論争に於ける、志村による独自の農政上の問題提起、即ち、米価引き下げと小作問題解決の両者に発する地主制の解消 \parallel 自作農の創設の提起を確認した。これをうけ、本項では、先ず①に於いて、米穀増産政策 \parallel 開墾助成法・朝鮮産米増殖計画と並ぶ、もう一つの二〇年代食糧政策の支柱、即ち、制度的に確立をみた米価安定政策 \parallel 米穀法の制定過程を検討する。続いて②に於いて、原内閣の下で体系的・制度的に成立した食糧政策（米穀増産政策 \parallel 開墾助成法・朝鮮産米増殖計画と米価安定政策 \parallel 米穀法）の修正過程、即ち、二五年来穀法第一次改正、二六年来朝鮮産米増殖計画を経て、三一年米穀法第二次改正に至る過程を検討する。こうした二〇年代の食糧政策の展開の過程に於いて、志村源太郎の農政構想と農政指導は、いよいよ政党政治の実現と結びついて、本格的に展開していくことになるであろう。

こうした過程の分析にあたり、まず、①米穀法の成立過程とそこに於ける原敬の農政指導を明らかにする。原内閣の米穀法制定を含む米価政策の政策決定過程については、既に、川東蟬弘が、政府の審議会 \parallel 「調査会」内で米価をめぐるブルジョアジーと地主という二大階級の利害対立が調整され、対立調整 \parallel 合意済の調査会答申を、帝国議会はほぼそのまま法律案として追認的に可決成立させるといふ、一つの像を提示している¹⁾。こうした認識についていえば、

帝国議会の役割がそうした調査会答申の追認という消極的なものとどまり得ないことは、既に本稿(三)の分析に明らかである。しかも、議会への法案提出以前の過程に限っても、川東によれば、審議会は、二大階級の利害調節の完成、事実上の最終的な政策決定の場であり、さらに、そうした決定的な場での「天皇制政府・官僚」の役割が、専ら両階級の「調整」であるとされる。しかし、審議会は、さように決定的な政策決定の場であろうか、また、政府は、両階級の「調整」役にとどまるものであろうか。むしろ、ときどきの政権は、委員の人選、諮問・答申原案等の提示を通じて、自己の政策意図の貫徹を図るべく、審議会を操作し、ある場合には調査会審議を政策実施までの時間かせぎに利用しつつ、答申をもって自己の政策の正当化を図ったという事実関係も存在する。ここでは、ときどきの政権の政治・政策主体としての諸階級利益からの自立性をも考慮しなければならない。この点、加瀬和俊は、「現実の米価政策は資本の利害にも地主の利害にも直接規定されたものではなく、むしろ直接に国家の政治的要請に基づく」と指摘している。ここで加瀬のいう「国家の政治的要請」とは、「体制安定」の維持確保という要請である。諸階級の直接的な経済的利害から相対的に独立した国家の「体制安定」という価値関心の存在を指摘することは全く正しい。しかし、国家の実際の運営にあたるべきときの政権は、そうした国家的要請に基づく政策的対応とともに、自己の政権の維持強化という、いわば「私的」^②に「党派的」な価値関心をも同時に有している。この点ではまた、経済諸団体にあつても、単にエゴイステイクに自己の階級の利益あるいは組織的利益を追求するだけでなく、やはり何ほどか国家的要請への配慮をもつてであろう。したがって国家的要請と階級利益とを政策的に統合することを通じて、如何に自己の党派的あるいは組織的利益を確保するかが問題となる。ここに、政治・政策主体の指導性が問われねばならぬ根拠がある。本稿が、ことさらに「農政指導」なる用語を以つて、政策の作成・決定に於ける政治・政策主体のリーダーシップに着目しようとするのも、一つには、こうした論点にかかわつてのことであつた。

次に、原内閣期の叙述に続き、②内地米の豊凶や植民地米増産の進展による年次の米価変動を動因としつつ、既成議会諸政党間の対立抗争・離合集散の内に進行する、二〇年代食糧政策体系の修正過程へと検討を進める。その際、我国二〇年代の内政は、政治的には男子普選実施へ至る政治的底辺の拡大と政党政治の確立によって、経済的には二〇年反動恐慌に始まる慢性不況¹¹断続的恐慌による、当面の資本救済と根本的経済打開策の模索によって、特徴づけられる。食糧政策もまた、こうしたこうした内政課題の展開を背景として考察される必要がある。政治的側面にかかわっては、同時期に、議会諸政党と、関連諸法の改正¹²政府の保護強化や組織農民階層の下降・拡大によって組織を拡充強化することに成功した系統農会や産業組合組織との関係が問題となろう。また、経済的側面についていえば、旧平価金解禁に最終的に帰着する財閥金融資本家主導の財政経済政策の展開の中で、食糧政策が如何なる位置づけを与えられたのか確認されなければなるまい。この点で、財閥金融資本家は、二〇年代に於いてもまた低米価を志向したと思われるが、それは、明治末に於けるような低米価¹³低賃金という単純な図式からする要請ではなかった。それは一般物価の割高是正に関して要請されたものであり、さらにまた、この財閥資本家の低米価志向は、低米価実現の方法として、「中農保護」政策を要請するという関連があった。この点で、二〇年代食糧政策の展開の中に、中農保護という政策基調が、どのように現出するのか、あわせて検討することが重要である。

本稿は、このなかで、とりわけ、志村の農政指導の展開、そこにおける、政治・政策主体である政党および農林官僚への志村のもつ影響力の大きさ、財閥金融資本家の一員であるという彼の階級的属性、そして中農保護政策の制度的具体化たる産業組合組織の最高指導者という彼の地位、これらと具体的農政の展開との関連に注目する。こうした注目にもとづく検討によって、政党政治成立の政治過程とそこでの農政指導を通じて、志村の農政構想と政党政治構想との関連が出来上がっていくことを示すことが出来る。

① 米穀法制定と原敬の農政指導

さて、首相原敬が企図していた食糧政策の概要は、臨時財政經濟調査会への「諮問第一号」およびその「説明」に看取できる。原は、一九一九「大正八」年九月、閣議において、同調査会への「諮問案の草稿」を提示しつつ、山本農商務相が唱える諮問不要論を退け、「食糧問題」の「根本的決論」を調査会審議に求めた。⁽⁷⁾ 原が調査会審議にこだわったのは、寺内前内閣が、先の臨時國民經濟調査会（一九一九年七月廃止）に、「米価調節要項」・「米価調節法の要項」（主要食糧品の売買価格の制限・強制収用を規定）・「外国米專売法の要項」という恒久的体系的な米価調節制度を提案していたからであろう。前述のように原内閣は、当面の応急的な米価対策に於いても、寺内前内閣とは異なる政策的対応を行うが、体系的・恒久的な政策構想に於いても、原は何らか全く別な政策構想を政權内外に提示しようとしたと考えられる。特に、長らく山県閥の影響下にあり、原の政策意図にそつて「なかなか意のごとくやらぬ」農商務省官僚に、原の政策構想を徹底させ、それに沿つた政策展開を行わせるためには、調査会への諮問が必要だったのである。この点で、原の諮問は、食糧政策形成における政党の山県閥系旧官僚にたいする主導性發揮のあらわれを意味していた。

原が草稿を提示した同調査会への諮問、「食糧の充実に關する根本方策如何」に添付された「説明」は、「今後米穀の需要の増加に伴」う「所要耕地面積」の増加が「略内地に於て之を求め得る」との「見込」に立ちつつ、耕地拡大の「促進方策に關し開墾助成其の他の施設に依り銳意之が実行に努めつつあり」と開墾助成法の制定実施という事実を指摘し、その上で、同「説明」は、第一に、米の節約のために「如何にして米麦混食を普及せしめ得べきや」と問い、第二に、「常平倉を設くるには如何なる方法に依るか」と問うていた。⁽⁷⁾ これは、農林官僚が、開墾助成法と並ぶ原の政策を、「常平制度で行く。それから、足りないところは、麦をもつて補え」と、証言しているように、食糧増産＝

開墾助成法制定を政策体系の第一に挙げつつも、同法制定実施後の原の関心が、食糧備蓄の常平倉制度とそれを補完する米麦混食の普及にあることを示していた。

こうした原の意図を受けて、臨時財政経済調査会に、十九年十月、諮問第一号に関する特別委員会が設置された。調査会長原敬の指名により、諮問第一号特別委員会(委員九名により構成)には、原の最も忠実な腹心・内閣書記官長高橋光威^①、原と「懇意の間柄」にある実業家郷誠之助^②、貴族院の会派研究会への参加を通じて衆議院の原政友会との提携を目指した伯爵議員団の一員林博太郎伯爵^③、農商務次官大塚勝太郎と大蔵次官神野勝之助、それに三菱銀行の串田萬蔵、および古在由直・佐野善作・矢作栄蔵の三名の学者が集められた^④。このように、原指名の委員は、原直系の内閣官僚、大実業家、大金融資本の代表、農商務・大蔵官僚、そして農政経済学者からなり、当時の原敬内閣のブルジョア的官僚的品格を反映するものであった。そして、実際には、特別委員会での審議経過は、高橋を通じて直接原の掌握するところとなったであろうし、また必要な場合には、原の影響力により、高橋、郷、林、官僚の犬塚・神野を通じて、特別委員会の多数を掌握できるような構成となっていた。

この特別委員会に於ける審議内容については、既に川東によって詳細に検討されているので深くは立ち入らず、同氏の研究を参考にしつつ要点をのべれば以下のようになる。まず、常平制度実施を含む農商務省原案Ⅱ幹事案の提出を受け、矢作、佐野、勝野がそれに批判的意見を表明し、犬塚農商務次官など農林官僚・幹事側は「需給の調節と価格の調節とは異なる。常平制度は需給の調節を主としたるものなり」と価格調節論を退けつつ、需給調節制度としての常平倉案をおしだした。結局、常平倉案は、郷・串田・高橋らが「抹消的意見や質問」しかなかったにもかかわらず、「幹事側の主張に賛成」し、十二月第七回特別委員会で採用と決まり、続く同月の第八回特別委員会で、耕地の拡張Ⅱ食糧増産、米麦混食普及案を含む答申案の全体が提案、可決された^⑤。常平倉設置を図る首相原の意志と主導性

は、特別委員会に於いて貫徹された。

この間、前述のように第四二議会には、朝鮮産米増殖計画に関する予算が提出されていた（結局議會解散・未成立に終わる）が、そうした帝國議会の審議と並行しつつ、調査会の特別委員会は、答申案の施行にともなう財政上の問題について、二十年三月の第十一回特別委員会まで審議を継続し、七四三四万円の財政計画案を採択した。¹⁵しかし、財政案も含めて確定された答申案は、以後、総会に提出されることもなく、第四三議会（六月召集）での立法化も見送られた。秋まで半年以上も店晒し状態におかれることとなった。答申案が店晒しにおかれたのは、二〇年一〜三月、米価が、五四円台の高値を維持し、以後やや下落するものの八月までは四五円台までで推移し、比較的に高米価が維持されていたからであった。

ところが、九月以降大豊作の見通しにより米価暴落が始まり、一〇月五日内地米予想収獲高六三三〇万石（前年実収高より二七〇万石増収）の発表を経て、下落傾向にあつた米価は、その下げ幅を加速させる。そうした中、今度は、帝國農会が、八日、第十一回総会に於いて、米価の「相当価格の維持昂進」を要求する「米価維持に関する建議」、並びに「米及粳の輸入税復旧」を要求する建議をも併せて決議し、政府にその対策を迫つた。そこで、原敬は、九日、「山本農相を招き財政經濟調査会に於て、特別委員の調査決定せし糧食案を同会の総会に附して決定せしむ可し」とした。その際、万事に目配りの利く原は、「財政の都合によりて、其決議案通には実行する事を得ざる可く其事は総会に於て発表し置く可し」と、総会決議が政府の財政政策を拘束することのないよう山本に注意を与えた。しかも、原は、「常平倉の如き其資金を要する事多き事柄は、臨時費は時期を見て公債に依るの外なく、其他は特別會計を設定の外なし、又此等事務を扱ふ為め農商務省に糧食局を創置」と具体的な「方針を授けた」¹⁷。このように、調査会答申以前に、常平倉制度という政策の基本設計は、原の頭の中で完了しており、それに沿つた答申が待たれていたのである。そして原

は、山本に総会の月内開催を指示した。財政経済調査会は、ここまで文字どおり原首相の掌中にあつた。

こうして、長い中断を経て、常平倉案の確定を中心課題とする臨時財政経済調査会の再開が決定された。これとともに、同日九日、原は、米価問題を米騒動の再発防止＝体制安定の観点から常々憂慮していた元老山県を訪問し、「糧食問題には、財政経済調査会に来る廿九日か三十日に附議し、今回は是非とも食糧充実の根本方針を確立する決心」を語り、「此等の案は実は豊作にて米価下低の時にあらざれば行はれ難き問題故、今日は実行にも好時期なり」と述べる。しかも併せて、「備荒貯蓄法」「正確には確災救助基金法」も改正して糧食買入の便法を取らしむべし」と、来るべき四四議会に臨む腹案の全体像をも披瀝してみた。これもまた、原の農業政策実施における藩閥政治官僚に対する配慮と協調の一端を示すものである。

かくして、「実行にも好時期」に際会し、かねて予定の通り、一〇月三〇日臨時財政経済調査会第五回総会が、原会長出席の下に開催された。特別委員会の手による答申案が総会審議に委ねられる。しかし、調査会の審議は難航した。原の指名により彼に近い人物が集められた特別委員会と違って、総会出席の委員は、原に敵対する野党議員も含めて、政財官界から様々な人物が集められていたからである。総会に提出された特別委員会の答申案は、耕地の拡張・維持改良およびそのための法・金融制度の整備を含む食糧増産政策、常平制度を中心とし正米市場・取引所・関税問題を含む米麦需給調節政策、および米麦混食の普及政策、これら三者を包括するものであつたが、これらの中で、わけても審議を難航させたものが、本命の常平制度をめぐる委員間の意見の紛糾・対立であつた。川東によれば、一〇月三〇日の第五回総会では、特別委員会の原案に対して委員より質問多く議了せず、以後四回にわたる総会審議を経て、一二月一日の第九回総会の一部を議了したものの、常平倉案をめぐる異論が噴出、採決の結果一票差で新たな特別委員会の設置を決し、新設の特別委員会は、改めて六回にわたり常平倉案と米倉証券案・米専売案等の比較を審議し

た。明けて二一年一月二日「常平制度の設置に関する方策」部分を、第十回総会は可決するにいたる。¹⁹⁾

まず、第五回総会に提出された特別委員会答申は、「第六 常平制度の設置に関する方策」の中で、「米麦の需給調節上最も有力なる施設」として常平倉制度を「実施するを緊要なりと認む」とし、「其の組織及実施方法の要項」をも提示していた。そこでは、イ、米麦の買入及び売却など需給調節にあたる農商務相管理下の独立機関設置、ロ、運用に関する重要事項に参与する需給調節委員会の常設、ハ、国立倉庫の設置、ニ、米麦の生産を安全とする程迄米麦を購入貯蔵し得る計画であること、ホ、米麦の收穫高・在庫高の強制調査権限、ヘ、特別会計による収支・融通証券の発行、などが規定されていた。²⁰⁾尚、答申案は全体として、食糧自給三〇カ年計画を基礎に、植民地米増産をも含めた帝国内全体での食糧自給を想定しつつも、具体的には内地に於ける食糧増産にもつばら重心を置く形で、内地（北海道を含む）に於ける食糧増産諸方策が、冒頭から前半部分に規定されていた。²¹⁾従つて、この常平制度の答申部分には、そうした内地における米の増産政策を安定的に可能ならしめるように、「二、米麦の生産を安全とする」価格水準の維持が、米麦の「購入貯蔵」という数量調節の形態をつうじて実現されるよう、規定されていたのである。²²⁾

こうした常平倉案をめぐる、特別委員会答申に対し、委員からは様々な反対や異論が提起された。まず、常平倉案を米価・需給調節策としては不徹底とし、それに反対する立場から、吉植庄一郎（政友会）の生産費確保Ⅱ増産を目的とし現物小作料収取の地主小作関係を前提とする地主的「米専売案」と、鈴木梅四郎（国民党）提出の『東洋経済新報』Ⅱ米穀専売研究会による地主制の抜本改革と低米価Ⅱ米作の縮小（「我米作を、外来との自由競争下に存続し得る範囲内に縮小」）をも内包する急進自由主義的Ⅱ商工立国論的「穀物専売法案」という、志向の全く異なる二つの専売案が提出された。また逆に、政府による米穀売買への直接介入を拒否する立場から、常平倉案に反対するものとして、秦豊助（政友会）の提案にかかる先の米価調節調査会「農商務省参考案」の一つを株式会社日本米穀倉庫設立として具体

化した「米倉証券案」と、浜口雄幸(憲政会)提出の現行農業倉庫制度拡充²⁵ 余剰米保管奨励の「農業倉庫案」があった。以上のような反対案に対し、常平倉案修正の立場からは、水町袈裟六(元大蔵次官日銀副総裁)提出の「食糧非常準備金制度案」²⁶ が、常平倉の活動を非常の豊作・飢饉といった非常時期にのみ限定するとし、藤山雷太(東京商業会議所会頭)・前田利定(子爵貴院研究会所屬)もまたその提案を内容的には支持した²⁷。また、小山健三(第三四銀行頭取)・郷誠之助・高橋光威・三土忠造(政友会)らは、常平制度を答申案の文字どおり需給調節に限定し、価格調節に立ち入ることに反対していた²⁸。地主的「米専売案」、商工立国論的「穀物専売法案」、政党の貯米的「米倉証券案」・「農業倉庫案」、財界ブルジョアジー・官僚の臨時的・需給調節的「常平倉案」など、こうした対案・異論の続出は、食糧政策²⁹

Ⅱ米価問題をめぐる諸利害の複雑な交錯を如実に示すものであった。

こうした対案・異論の続出により、調査会が結論を出せないでいるうちに、系統農会の運動が俄に、しかも急速に広がった。急速に広がる系統農会の運動は、調査会の答申案決定過程に圧力として作用してゆくが、その農会運動を作り出したのは、やはり米価の動向であった。米価は、一月ついに三〇円台を割り込んで、二六円へと暴落し、最高値のほぼ半値に下落した。そうした米価下落を前に、系統農会は、従来の諸会議での建議、代表役員の政党や行政への陳情、超党派議員組織農政研究会の動員といった従来の活動スタイルを乗り越えて、全国的な大衆動員や大衆宣伝をも含む米投売防止運動を展開し始める。一月二日神戸市で開催された兵庫県外二府三県農会主催全国道府県農会並に農政倶楽部代表者協議会は、二府一九県の代表を集めて、「米価一石三十五円を以て最低価格とし夫れ以下に於ては、売却せざるべし」と、「各町村(部落)に投売防止の申合せをなさしむること」とし、「今回出席なき府県農会に対しては本決議の実行を求むること」等を決議、併せて、政府当局に対して、①米三百万石買上②外米輸入税増率③台鮮米移入税復活④低利資金供給⑤常平倉の急設を要求した²⁹。

こうした府県農会の動きに迫られて、一二月六日帝国農会の在京評議員会が開かれた。ここでは、横井時敬（東京帝大農学部教授）が「政治活動」は「農会の使命に反する」と、帝国農会の官治的・反政治的中立性擁護の立場から反対論を展開した。志村源太郎は、「農民は米を端境期に売って肥料代を払ったり租税を納入するのに、米を売らさんには何か金融上の腹案があるのか、産業組合ならいざ知らず帝国農会としてはゆき過ぎだ」との反対論を述べた。ここには、米の需給と米価調節は、産業組合（信用組合と農業倉庫）の充実を通じて経済的に行うべきと考え、志村の産業組合指導者としての立場と、そこに発する地主主導の投売防止運動に対する批判が示されていた。とりわけ、志村の指摘する米不売運動に動員された耕作農民への融資と金融上の手当の欠如は、運動の弱点を鋭く突くものであった。それ故に、古在由直（東京帝大総長）は、「一番先に志村さんに向つて、志村君、君の御云ふのは尤だが」、「農民がそれ程熱をだしたことを止めることは誠に残念だ」と、農民に対する良識的共感から地方農会の運動を支持し、情に訴えて志村の理解を求めたのである。結局、在京評議員会は、「投売防止の効果に就いては或は不可能なるべきも農民自覚運動としては己むを得ずと認め」た。この見解には、運動の将来に対する志村の否定的洞察と、帝国農会における地方農会の地主的立場とが、ともに反映されていた。

投売防止運動は、系統農会公認の運動となり、西日本に発した運動は急速に全国へと伝播し三府四二県へと広がっていく³³。さらに、中央では、一三・一四日道府県農会代表者協議会が開かれ、先の神戸市での協議会の決議とほぼ同様の決議が繰り返された。以後、中央からは、『米価問題情報』が六五号まで発行され、地方農会に対して活動情報を提供し、加えて、全国の知事、商業会議所、主要新聞社等に宛て「宣伝書」が六号にわたり発行された。特に、大阪朝日新聞は、米価三五円という要求をとらえて、「高値時代に於ける放漫なる生産方法を基準として米価を論ぜんとするが如きは、農民の我俣」と決めつけた社説³⁴を掲げ、系統農会の「不売同盟」を非難したから、帝国農会は「宣伝書」

の発行などを通じてマスコミ対策にも努めることとなった。

また、各地方に於いては、運動の広がりや深さはそれぞれの地域で多様ではあったが、運動の先進地では末端部落・農民に至るまでの組織化が進められようとした。先進地岡山に於ける投売防止運動では、この時期設置・普及を見つめた郡市町村農会の技術員をオルガナイザーとして動員し、町村農会または郡市農民大会を開催するなど自小作農民をも含んだ大衆動員を図った。³⁶⁾ というのも、投売防止運動の成否は、経済的余裕により随時米穀販売を行い得る地主ではなく、「肥料代を払ったり租税を納入するのに、米を売ら」(志村)ねばならぬ「自小作農の耐久力如何に」³⁷⁾ かかってきたからである。そこで、運動は、大衆動員を図りつつ、各部落毎には「米穀投売防止組合」の組織化を進めさせ、一方では、違背した者への「相当の処分」という制裁をも含んで、部落ぐるみで米の不売を維持しようとした。³⁸⁾ また他方で、帝国農会は、地主に対し、「資金を如何にして中小農に融通すべきか」本運動の成否の鍵鑰也」と指摘しつつ、「地主の好意に依る貸付」を中小農に行うよう求めた。³⁹⁾ こうして、米投売防止運動は、帝国農会―府県農会―郡市町村農会―部落という系統農会組織をあげての初めての運動となり、地主を含めた末端の農民をも動員する大衆化された農政運動の最初のものとなった。⁴⁰⁾

その際、大衆的に動員されることになった農民層こそ、原内閣による先の十九年選挙法改正によって、新たに参政権を獲得した層であった。即ち、納税資格十円から三円への引き下げは、有権者総数を百五十万から三百万へと拡大し、農村に於けるこの拡大は、土地一町歩以上所有層一・九万七千人から五反歩以上所有者層二・三六万二千への拡大、即ち従来の地主・自作層から自小作農への選挙権拡大にほぼ対応するものであった。

系統農会の投売防止運動が、新たな有権者層、即ち自小作農を大衆的に動員する事態に直面して、これに対する原政友会を含めた既成議会諸政党は、何らかの対応を不可避なものとして迫られた。与党政友会は、早くも一二月一五

日、幹部会・党務員会に於いて「適當の方策を講ずる様政府に注意す」べく決定、一六日総務が原首相私邸を訪問、米価「調節の急務」を訴え、原も「適當の方策を講じ各方面の希望に副はん事」⁽⁴¹⁾を約した。原のいう「適當の方策」について、『大阪朝日新聞』は、「三百万石の買上げ及び資金の融通等は財政の都合上実行不可能なれば此の際常平制度を設置し此制度の下に適當の米を買上げ以て米価の下落を抑制し後日数量不足価格昂騰の場合此買上保存米を売出し以て米価の平準を保たしむるを最も適法なりとし」、「首相及山本農相既に斯の如く常平制度断行の決意あり」⁽⁴²⁾と伝えた。前年からの懸案として常平制度の実施を計画していた原政友会にとつて、米投売防止運動が常平制度の実施を要求したことは、原政友会内閣が運動の要求に応えそれを充足する形になるという、極めて自己に都合のよいめぐり合わせとなった。しかし、他方では、同運動が掲げる米三百万石買上や低利資金融通は、財政制度上当面直ちには実施困難であつたから、米の買上のための制度的枠組みとしての常平倉案の断行が、原政友会にとつて不可避なものとなつていた。

こうした状況の中で、再設の財政經濟調査会特別委員会が、二三日、専売案などの反対論をすべて退け常平倉案を可決した。原内閣は、これを受けて、同調査会総会の最終結論を待たず、強引に第四四議會への法案提出を閣議決定し、起案を命じる⁽⁴³⁾。行政官僚レベルでは、米穀法運用のための特別会計の規模をめぐつて、大蔵理財局案必要資金七千万円と、農林官僚荷見安等起案にかかる農商務省案二億円（一石四十円・五百万石）という相違が生じた⁽⁴⁴⁾。これをも反映して、閣内の蔵相高橋と首相原・農相山本との間に、深刻な対立が生じた。「高橋蔵相は米価を法律にて定むべしと大蔵当局にも不似合なる議論を唱えたからである。原は、組閣当初、「法律を以て自然を動かすが如きは、深く慎むべし」と言明し、また元老山県が唱える米価公定論にも常々反対してきた⁽⁴⁵⁾。そうした原にとつては、高橋の主張は、認め難いものであつた。三十日、原は、高橋蔵相、山本農商務相、農商務次官、農務局長、横田法制局長官を召集、

「糧食特別会計法の起草を法制局に命じ」た。しかし、「此小集をなした」のは、「到底行はるべきに非ざる」高橋の主張を「緩和」⁽⁴⁷⁾するためでもあった。横田は、起草を法制局の松村慎一郎参事官(農商務省より出向)に命じるとともに、原の意を受けて高橋の説得にもあたった。⁽⁴⁸⁾

明けて二一年一月一日、原は、閣議を開き、「明日財政経済調査会に於て糧食に関する特別委員会の報告を議決すべきに因り、其実行に関する政府の方針、及び法案の概要を内定し置く事必要なるに因り、協議」を行う。そこでは、「山本農相は去三十日の打合会の趣旨にも拘らず、一般会計より六千万円繰入云々の旧案を持出したるに依り」、原は、「其不可を注意し」なければならなかった。⁽⁴⁹⁾農商務省とすれば、実施段階で予定されている国立倉庫の建設費など、事務官の人権費を除く経常的経費もすべて借入金で賄うという、原の進める案に対しては、一般会計よりの繰り入れによる安定的な予算措置が欲しかったのであろう。原は、こうした山本の要求を、固定的で多額の経費支出を回避せんとする財政的見地からおさえこむとともに、高橋の「米価を公定するの案」⁽⁴⁹⁾にも重ねて対応しなければならなかった。

では、その高橋の固執する「米価公定論」とはどのようなものであったか。寺内内閣時代の一八年一月、高橋は、「政府は米穀管理と云ふやうなものでも出して適当なる米価を定めて、而して米穀の値ひに変動の無いやうにしなければならぬ」と主張していた。彼によれば、その方法は以下のようなものであった。「米の値段は仮に二十円を以て適当なりとするならば、政府の方では其の二十円で売る者があるならば買つて遣る。また買ひ度い者があれば其の値段で売つて遣ると云ふ事にしなければならぬ。夫には財源が要ると云ふ議論が起るだらうが、是は米穀手形と云ふものを発行して、この手形は中央銀行に於て一定の割引歩合で割引すると云ふ制度を設け、また問屋小売者の口銭と云ふものも、稍一定することに極めたならば、米価を一定すると云ふことは別段政府の財源都合に依らずして行い得る」⁽⁵⁰⁾

というのである。政府による米価公定と公定価格による米の無限買入・無限売却、その決済手段としての米穀手形（日銀割引の短期公債）、これである。

原は、こうした高橋の「米価を公定するの案も亦実行不可能」としつつも、高橋が横田らの説得に対しても自説に強く固執したからか、結局、「折衷案として、非常の場合には、政府は最低最高を公定し得るの権利を留保する事になり、其趣旨を纏め」ねばならなかった。原にすれば、この譲歩は、前寺内内閣の仲小路農商務相提案の「米価調節要項、第一・激甚なる騰落を防止せんが為め、予め其の最高最低の価格を定め置く事」への、退歩に途を開くものと感じられたであろう。「法令の力を過信し、法令の力に因りて米価を低下せんと試みたる秕政」と、寺内内閣の政策を批判した原にとれば、非常の際の臨時的な最低最高価格の設定ではあれ、法令の力による価格公定へと踏み込む事は、気の進まないことであつたと思われる。この点、山本は、寺内内閣の残した穀物収用令の不行使を言明した議會演説を理由に、そうした高橋への譲歩に「反対の意を表した」⁵¹。しかし、原は、閣内の統一を優先し、それを退けねばならなかった。かくして、内閣の方針は一定したかに見えた。

翌一二日、財政經濟調査会の総会には、特別委員会の再審議を経て常平制度に関する答申案が修正提出された。ここでは、「二、米麦の生産を安全ならしむる程度迄米麦を購入貯蔵し得る計画と為すこと」の項目が削除されるなど、米価調節の側面が退き、文字どおり「需給調節」への純化が図られていた。原に近い、郷誠之助、高橋光威、三土忠造（政友会）が、年末の特別委員会に於いてそう主張したからである。⁵² 結局、この修正・再提案案は、総会に於いて、鈴木梅四郎、浜口雄幸、高橋蔵相、神野大蔵次官、古在由直の五名の反対があつたものの、賛成多数により可決された。⁵³ 結局、曲折と遅延はあつたものの、数量調節のための備蓄政策たる常平倉案は可決された。原内閣の設置した財政經濟調査会の答申は、前内閣の政策体系を否定し、原が実施を当初から計画していた常平倉案に正当性を付与した。

もつとも、原は、高橋蔵相が調査会の席上「特別委員会の報告に対し滔々其反対意見を述べ、採決でも反対に回ったことに対して、「昨日の打合にも拘らず、高橋の脱緑的態度には困る」と憤懣を漏らし、「畢竟自負心強く、而して山本農相とは事ごとに反対にて」、「内閣統一にも迷惑⁵⁴」とした。原は、横田千之助、岡崎邦輔に高橋を注意するよう指示し、本人に対しては、議会で不一致を追及される際の遁辞まで指示しなければならなかった。原は、議会再開を前にして閣内の不統一に悩むこととなる。閣内の不統一こそ残したが、「常平倉」案決定をめぐる以上の経過は、政策決定過程における政府内閣の、とりわけ調節財源をめぐる大蔵・農商務省間の対立、蔵相の米価公定⁵⁵、「米価調節」案と原・山本の「需給調節」案との対立のなかで、当面の日本資本主義における米価問題の対策が、大蔵・原の財政合理的観点から処理されたことを意味していた。

ところで、原内閣が常平倉案の四四議会提出に向けて準備を進めようとするなか、大衆的農政運動となった米投売防止運動は、総崩れ状態へと向かいつつあった。⁵⁶米価は、一月以降も低落を示し、価格回復ができぬまま、農村の現金需要が集中する二月の旧正月期を迎えていた。生産農民は不売運動を支えきれなくなりつつあった。一月二二・二三日、第二回道府県農会代表者協議会は、米価が二六円台に低迷しているにもかかわらず、「農家をして一致の行動を取らしむる為」、「共同販売の準備を為す事⁵⁷」を、従来の主張にあわせて決議し、より具体的に「平均売に関する方法」をも詳細に決議した。これ以降、農民の自主的不売運動は、農会などの斡旋による「共同販売(即ち平均売)」へと性格が変質した。自作農以下の生産農民に現金収入を与えざる得なくなったのである。米を担保とする「金融上の腹案」なしには、投売防止の効果は疑問とした志村の危惧は、現実のものとなった。こうして、農民自身の実力⁵⁸米不売による米価回復の望みがなくなるにいたって、運動自体は益々変質し、自力救済ではなく、米穀法制定⁵⁹政府買上げによる救済を求める方向に向かっていく。先の協議会決議は、各府県よりの運動委員の上京を求めている。二八日、

運動委員約百名が帝国農会に会合、農商務省や貴衆両院の政党政派を訪問陳情し、また米価救済の陳情電報は、二月一日付だけでも、一万四百余通にのぼった。⁽⁴⁸⁾ こうした圧力活動は、二月二三日内閣が米穀法案他二案を議会に提出するまで、継続されるが、米の同盟不売⁽⁴⁹⁾ 自力救済的米価維持運動としてはじまった投売防止運動は、結局、米穀法制定運動の中に解消されて行く。系統農会は、生産農民の結束を維持し、米の同盟不売という経済的な直接行動を持續するだけの物的条件を持ち得なかつた。こうした弱点が、ますます、系統農会をして、政府への圧力活動に傾斜させ行くことになる。

こうして、事態は法案の衆院提出へと集約されていった。帝国農会⁽⁵⁰⁾ 米投売防止運動の圧力活動がさらに強まるなかで、帝国農会に連携する超党派の農政議員組織「農政研究会」は、議会開會冒頭、「農産物価格の平準を得るに必要な方法を定め」るよう求めた「食糧政策及び農家経済維持確立に関する決議案」⁽⁵¹⁾ を提出し、議会政党内部に動きを作り出していった。各政党は、より具体的な政策的対応が迫られた。政府部内での常平倉案の法案具体化は、高橋・大蔵省の「最高最低価格決定」論⁽⁵²⁾ 首相原の折衷・譲歩案と、それを強硬に拒否する山本・農商務省との対立が、結局解消されな⁽⁵³⁾ かった。しかし、既に首相の原は、農政研究会加入議員の陳情に対し、常平倉案の議会提出を語り、また院外の運動に迫られた与党政友会幹部との協議に於いても法案提出の意向を示していた⁽⁵⁴⁾。原は、結局、内閣法制局で進行中であった最高最低価格決定を含む法案作成を中止させ、農商務省に立案を委ねた⁽⁵⁵⁾。二月七日、高橋が最高最低価格決定を断念することで、妥協が成立する⁽⁵⁶⁾。この点では、最終的に価格の公定に踏み込むことに反対であった原の意志が結果的に貫徹されることとなった。同法案の名称は、高橋の嫌う「常平倉」という語を避け「米穀法」とされた⁽⁵⁷⁾。実を捨てた高橋に名が与えられたのであろう。米穀法案は、二月一七日閣議決定され、二四日衆議院上程となつた。法案確定途上に於ける内閣不統一も、農会の運動に突き上げられた政党議員の積極行動によって妥協が生みだ

され、ついに閣議決定、法案提出へとすすんだのである。

上程された法案は、米穀法案、その会計を規定した米穀需給調節特別会計法案および関連する罹災救助基金法中改正法律案からなっていた。米穀法案は全五条からなり、第一条では「米穀の需給を調節する為」に、政府による「米穀の買入、売渡、交換」等を規定し、第二条で、勅令により「米穀の輸入税を増減又は免除」、または米穀それ自体の「輸出入の制限」をなし得ると規定した。第三条では、買入・売渡の際の「価格及び期間を公示」と規定し、四条では取引業者等の「米穀現在高」の報告義務や政府の調査権を、五条では前条の罰則規定を定めていた。特別会計法案に於いては、第一条で特別会計の設置をうたい、第二条は特別会計の規模を「最高一億円」とし、第三条では「米穀の買入代価は」、「一年以内に償還すべき証券を以て其の額面全額に依り之を公布す」と規定した。また、罹災救助基金法の改正案は、同基金による米穀の買入を可能とするものであった。⁽⁶⁵⁾ 山本農商務大臣は、帝国議会壇上に於いて、「米穀の豊作の時に於て——過剰の時に於てそれを買取りまして、さうして之を貯蔵し、尚ほ供給の不足ある凶年の場合に於きましては、之を売払ひ、尚ほ場合に依りましては、外国より米を輸入することの途を立て、又それと同時に其時の必要のある場合には、関税の増減免除、又は外米の輸入を制限する等、要するに此唯一の食料品の調節安排を十分にしたいと云ふ精神に於て提出した案でございます」と、この案を説明する。尚、政府は、財政経済調査会の答申にあつた「買入及売出の数量、価格、時期及方法等」の諮問に与る「需給調節委員」会の規定は、別に勅令により設置するとした。⁽⁶⁷⁾

政府が米穀法案を提出したことにより、野党各党も同法への態度を鮮明にすることが迫られることとなつた。憲政会では、一個人としてはあつたが、浜口雄幸が、財政経済調査会答申に基づく「常平倉案反対」を表明していた。もつとも、彼は、常平制度それ自体に反対ではなく、調査会での反対意見と同様に、調査会答申案は、第一に予算「規

模狭小」、第二に売却・買上「価格は政府の自由裁量」であるという「欠点」をもつ故、「反対である」としていた。彼は、「根本的改造案」として、「生産者と消費者の間を調和」すべく、「最高最低の価格を公定」することを主張し、あわせて、「公定価格を維持する為政府は一億でも一億五千万円でも支出し得る丈の準備あるを要す」、即ち高橋是清と同種の事実上の無限買入を主張した。それを支える財政支出に付いては、「今日の我財政状態にては調査する迄もなく絶対不可能なり故に将来一年先か二年先か財政の許す時に於て実行するの外に途なし」としていた。不完全な答申案

Ⅱ 政府案には弊害があり、完全な案の実施は財政上困難、従つて、実施は先送り、これが浜口の主張であつた。この浜口の主張は、高橋是清蔵相の米価公定論と類似するものであつたが、高橋が政府内部で譲歩が迫られたように、系統農会の圧力活動を前にして、浜口もまた憲政会内部に於いて譲歩が迫られることになる。

憲政会自体は、法案の上程、本会議・委員会審議、そして、そこでの山本農商務相による米の「先ず三百万石」買入れ表明に至つて、その最終的な賛否の態度決定を迫られた。しかし、なお内部では、元農林官僚下岡忠治の「原案即ち数量主義」、浜口の「価格主義（最高最低価格を定めて調節）」、町田忠治の「数量及び価格併用主義」が対立していた。⁶⁷ その結果、憲政会は、衆議院での採決ぎりぎりまで、態度を決定しかねた。とはいえ、憲政会内部の体制は価格調節に傾いていった。三月三日、憲政会は、党幹部の安達、下岡および米穀法特別委員会委員によつて連合会を開催、三法案の逐条審議の結果、修正案を提出と決した。それは、党内の大勢を反映して、米穀法第一条に「価格の平準を維持」と挿入し、新たに第四条を起こし「第二条第三条の場合に於ては米穀需給調節委員会の諮詢を経ることを要す米穀需給調節委員会の組織は勅令を以て之を定む」と、米穀需給調節委員会の設置と米穀法発動の際にそれへの諮詢を義務づけ、罹災救助基金法に關しては、政府原案に加え、同基金の運用に於いて「産業組合及農業倉庫に融通する事」も可能にするというものとなつた。⁶⁸ 憲政会内の幹部・委員会修正案が、政府原案の数量調節主義を超えて「価格

の平準を維持」としたことは、価格調節の再提起という点で注目し値する。とはいえ、これは、下岡の意見を退け価格調節に踏み込んだものの、浜口のような最高最低価格といった明確な価格基準を示し得ず、それでいて系統農会の農政運動が要求するような米価つり上げとは違うニュアンスを出すという、苦肉の策であつたように思われる。しかし、この幹部・委員会修正案は、憲政会議員総会に於いて否決されてしまう。総会に於いて、鈴木久次郎議員は、幹部案をさらにつきすすめて、「価格の平準を維持」という文言ではなく、直截に「米価の調節」とするよう主張した。採決の結果、この修正説は賛成多数可決された。系統農会による圧力活動に直面して、憲政会議員も、数量調節と価格調節の間で動揺をきたし、幹部は妥協案での党内調整に失敗した。翌日憲政会は、議員総会の総意にしたがい、価格調節の修正案を衆議院の委員会に提出する。

こうした内部動揺は、他の党派も同じであつた。国民党は、二月二八日代議士会を開催、福地・富永議員らが「米穀買上の必要あり且一も速かに米穀法の実施を必要とする」としたのに対し、財政経済調査会に於いて米穀専売案を唱えた鈴木は、今度も米穀法反対を強硬に唱え、代議士会は紛糾した。三日の代議士会にても対立はおさまらず、党首の犬養幹部及び農政議員の協議会を別途設置し、やっと政府案に対し「警告付賛成」の原案を纏め、代議士会の承認を得ることができた。無所属議員が院内で結成した庚申倶楽部では、上田彌兵衛と小菅剣之助が、ともに衆議院の特別委員であるにもかかわらず、政府案賛成と反対とに分かれ、結局意見を纏めることができず「自由問題」とせざるを得なかつた。こうした各党の態度決定は、政府案に対するまとまつた統一的对案を作り出すことができず、政府案の主導を許すことになる。

三月四日、衆議院の米穀法案外二件委員会が開催された。先ず、庚申倶楽部の小菅は、「細民」にとつて「米が安いのは彼等が唯一の救済物」とし、政府買い上げにより米価を高めることに、独り反対した。また、憲政会の農政議員齊

藤宇一郎は、わざわざ「本案は大体に於て固より賛成」とことわりつつ、前日の總會の決定にもとづき修正を提出した。それは、第一条の「政府は米穀の需給」という文言に続いて「及び価格」を挿入し「需給及び価格を調節する為」とするよう求めるものであり、あわせて、總會決定通りに、需給調節委員会の規定と罹災救助基金法改正案法の追加修正をも求めるものであった。⁽⁷⁶⁾ 修正案支持の討論に立った憲政会の荒川五郎は、数量調節といいつつ必要な数量に達せずとも「相当の価格に達したならば買上を止めなければならぬ」と政府自身が言明している以上、「価格という事を此の米穀法の調節を運用する人の目標として、第一に置くべき」として、数量調節に加えて価格調節も図るべきとした。さらに、価格調節も含めた米穀法の運用は、「衆智を集め公平を図る」ため需給調節委員会を法に明記するよう求めた。また、罹災救助資金での米の買入れを認めるならば、一步進めて、それを産業組合などに貸付け、「低利資金その他の金融を零細なる農業者に活用せらるる途を開く」よう求めた。他方、国民党は、土井権大は、警告を発すること無く政府原案に賛成した。⁽⁷⁷⁾ また庚申倶楽部の上田は、いくつかの希望条件を付して賛成を表明した。⁽⁷⁸⁾ 政府原案の賛成討論に立った政友会の東武は、「量を調節する結果として自ら価格の調節が出来る」、また調節委員会は、「一種の諮問機関」にすぎず「責任は当然農商務大臣に帰する」として、修正の要なしとした。採決の結果、憲政会の修正案は少数否決となった。ついて、本會議に於いても、小菅は米穀法に反対した。⁽⁷⁹⁾ 国民党前川虎造は「一時応急の手段として本案に賛成」しつつも「もう少し徹底したる所の需給案」の必要を「警告」した上で賛成に回った。⁽⁸⁰⁾ そして、斉藤宇一郎が委員会同様、本會議にても憲政会修正案を提出したが、⁽⁸¹⁾ 政友会の絶対多数の前に否決された。⁽⁸²⁾ 結局憲政会は、続く政府原案の採決にあたって、賛成に回り、小菅一人が反対するなかで、米穀法案外二件は可決された。衆議院の各党各議員、特に野党のそれは、系統農会の圧力活動と、それに呼応する山本農相の三百万石買い上げの発言を前にして、政府案に真つ向から反対する事は困難であった。そこで、何ほどかより徹底したと思われる案を示し、自党の

独自性を訴え、農政運動の関心を買おうとした。しかし、結局は、米穀法に、超党派的支持を与えることしかできなかった。尚、そうした各政党の独自性の強調は、党外への公約として、将来の政党の主張・活動を拘束するものとなつて行くであろう。

そうした衆議院の政党に比べ、政府案に対し、むしろ厳しい論戦を挑んだのは、貴族院であった。その先鋒は寺内前内閣の農務局長上山満之進である。上山は、「米価調節法の要項」や「外米専売法の要項」を念頭に置きながら、米穀法発動の「オートマチック」の標準⁸⁵ Ⅱ 最高最低価格や「外国米専売」の必要を掲げ、政府を追及するが、この点をめぐる論争は平行線をたどつた。とはいへ、論戦の中で、上山は、「如何なる基準」で「今年買入れる米の価額を御決めになるか」と問い、山本農商務相は、「第一に此市価、それから生産費、又経済上の状態」と応え、「生産費は農商務省あたりの調査に依りますと」「三十五円前後のものが当たつて居る」としつつも、「時価は今日は二六円七円此の如く生産費と時価と云ふもの、差がある」場合には「時価を主としてそこで立てるより外途はあるまい」と、結局はほとんど時価を唯一の基準とせざる得ないことを認めねばならなかつた。

岡田良平は、この点一歩進めて、三条をめぐり告示期間中に米の相場が変動し告示価格と時価がずれた場合、これに政府は如何に対処するかと質した。⁸⁶ それへの一連の答弁の中で、山本農商務相は、「今度の米のことに於ては価格を維持すると云ふことは、目的として居りませぬ、どうしても米を或程度まで買入れて、それで他日の不作に備へると云ふのでありますからして、色々自然其買入れる時に於て五十万なり、百万「石」なりの買入れが済んだ後から「米価が」下つたならば、尚ほ「買入れを」やるかと云ひますと」、「政府はそれを買うと云ふことはいないのであります」と言明した。米穀法が、米価下落時の米価維持策ではなく、あくまでも不作時に備えての米穀備蓄政策であり、必要備蓄量を買上げた後は、米価が下落しようとも米穀法による買い上げをせぬと言うのである。上山や岡田と政府と

の質疑を経て、憲政会の若槻礼次郎は、「此法律は時価で買う方針で実行する、さうでなければ到底実行の出来るものでない」とし、さらに「期間を定めて告示する」ことは「時価と云ふものは一刻々に動くのでありますから」、「弊害が起ころ」と批判した⁽⁹⁰⁾。

こうした論戦の結果、貴族院の米穀法外二件特別委員会では様々な修正意見が出された。委員会は、それらを調整するために六名からなる小委員会を設置した。若槻が報告した小委員会の修正案は、第三条中の「期間」の削除と、新たに三条二項「前項の価格は時価に準拠して之を定むべし」を追加し、また施行期日を「四月一日」から「公布の日より施行す」に変えるというものであった⁽⁹¹⁾。この修正案に対し、蔵相の高橋是清は、「価格を定め期間を定めて、其間ならば幾らでも買ふ、数量を若し定めて置いて其数量に満ちた後で売りに来ても買入ないと云ふならば五十歩百歩である、矢張り売りたいと云ふ者があつても売ることが出来ない、米の値はどんく下る、斯う云ふ結果になる、それ故に数量の如きは極めないで置く方が徹底して居ると思う、それで数量と云ふことは法律にも載せなかつたのである、併し価格と買入れ期間と云ふものは、両方とも等しく重なる事柄であると云ふので、法律にも掲げた訳でありませ⁽⁹²⁾」とし、政府原案の支持を求めた。しかし、この主張は、米穀法の目的が価格調節にあり、価格維持のための事実上の無限買入れを想定するという点で、彼の持論には即していたが、山本農商務相の今までの答弁とは余りにもか
け離れたものであった。高橋は持論に固執しようとしたが、当然に厳しく批判され追及され、結局、「まあ私の此処で申したことは取消しませう」、委員長「全部ですか」、「総て全部を」と、高橋は発言の全面撤回・取消をせざるを得なかつた。米穀法をめぐる山本と高橋の対立は、結局最後まで同法案解釈の違いとして残り、議会審議を混乱させた。この対立・相違は、米穀法に後々まで影響することになる。また、罹災救助基金法改正については、「米穀政策の爲に其基金を使ふと云ふ事は、本来基金の性質に反して居る」として、小委員会は全員一致否決とした。特別委員会は、

政府原案への賛成少数でこれを否決し、小委員会提出の米穀法修正案を可決し、かつ罹災救助基金法改正案を否決した。⁹⁵ 会期末の三月二四日、貴族院本会議は特別委員会の決議を、賛成多数で追認した。⁹⁶ もはや会期末に至り、米穀法の成立を望む衆議院は、貴族院の修正を認めざるを得なかつた。⁹⁷ かくして、二〇年代の恒久的米価調節制度となる米穀法は成立した。

四月二日法律第三十六号をもって米穀法は公布・施行された。系統農会は、第三回協議会の決定に基づき、正式に不売を解除した。帝国農会の山崎延吉は、「今時の運動ほど政党を動かしたことはない、政治家が真剣になつた例もなく、政府が腰を固めた歴史もない」と系統農会の圧力運動を自賛した。確かに、同法への衆議院に於ける超党派的な支持についてはそういえた。しかし、山崎自身も、「或は曰く米穀法案は原首相の白頭中に夙にあつたものなりとするものもあるが、之が明所に出されたのは、農民運動の為である」⁹⁸とも語っている。山崎もまた、米穀法制定に於ける原敬の主導性を認め、農会側の運動の意義をやはり限定せざるを得なかつたのである。

以上、この米穀法の制定により、原内閣の食糧政策体系は、完結した(尚、米麦混食については、二〇年九月内務省付属国立栄養研究所設置により、そこに研究および普及の課題が引き継がれた)⁹⁹。前述のように、米騒動に対する寺内内閣の対応を、原は、「法令の力を過信し、法令の力に因りて米価を低下せんと試みたる秕政」と批判した。原は、それ故、組閣当初、「法律を以て自然を動かすが如きは、深く慎むべし」と言明し、その後も、元老山県の米価公定論を退け続けた。法令による強権的な米穀管理や米価公定論に拠らず、原は、できるだけ市場原理に即応したかたちで米価問題に対応しようとしたからである。それは、端的にいえば米穀供給の潤沢による価格の低下⇨安定化であり、「自然」な米価引き下げという政策理念であつた。そうした理念にそつて、原が用いた政策手法は、第一に、緊急勅令による外

米関税の期限付き撤廃、内外価格差を利用した商人の算盤に則る「自然的」外米輸入と国内流通条件の確保（期米市場への格付け等）であり、第二に、より根本的には、国内を中心とする米の増産による供給の潤沢である。これは、一大開墾会社（「帝國開墾株式会社」）を現実的な担い手とする大規模開墾（千拓）事業¹¹開墾助成法と、その朝鮮版たる朝鮮開墾株式会社を担い手とする朝鮮産米増殖計画とであった（しかし、両開墾会社案とも、それぞれ貴族院に於いて否決され不成立となり、原の当初の政策意図が貫徹されなかつたことは前述の通りである）。

米穀法もまた、こうした政策展開の延長線上に存在する。確かに、米穀法は、政府が直接米穀の買入・売却を行うという点で、政府が直接米穀管理に踏み込むものだった。しかし、それは、政府が米価を直接に管理しようというのではなく、豊作時の過剰米という一定数量のみを備蓄管理するという米穀量の部分管理にとどまるものでもあった。米穀法は、あくまでも「数量調節」、即ち豊作時の備蓄と不作時の売却を通じて米穀供給を部分的に管理するものであって、価格形成それ自体は市場原理に委ねられていた。法令の力による米価調節は、やはり原によつて拒否されていたのである。また、米穀法は、第二条に於いて、外米輸入関税の増減及び減免を規定し、原内閣発足時に緊急勅令により実施された外米輸入関税撤廃を、必要に応じ随時行えるようにしていた。この点でも、米穀法は、原内閣の初期の政策を恒久化、制度化し、同法の中に取り込んだものであった。初期の原の政策理念は、米穀法に至つても貫かれていたのである。

そうした米穀法の制定に於いては、首相原敬が、自ら常平制度を農林官僚に対して提起し、臨時財政経済調査会という審議会を設置させ、草案を起草し、腹心を送り込み、審議日程を操作し、答申にかかわらず政策実施の基本枠組みを決定した。その際、原は、比較的原に忠実な山本農商務相と山本に敵対する高橋蔵相との対立に苦慮しながらも、結局、高橋の米価公定論を退け、自己の政策理念を貫徹させた。さらに、原は、常平制度¹²米穀法実施・米三百万石

買い上げをもとめる系統農会の圧力活動を追い風とし、野党の反対を無力化し、貴族院の抵抗を最小限に封じ込め、米穀法を成立させることに成功した。かくして、原敬の農政指導は、米穀増産政策の根幹部分で挫折を余儀なくされたが、原内閣に於いて基本的には貫徹されたのである。

このように、米穀法定をめぐる原敬の農政指導が展開するなか、本稿の主題たる志村源太郎は、むしろ、蚕糸救済のために多忙な日々を送っていた。世界的反動恐慌の影響を直接にうける生糸Ⅱ糸価は、米価同様、二千元台から一千百円へと暴落していた。蚕糸業同業組合中央会副会長として、また勸銀総裁として、志村は、第二次帝国蚕糸株式会社設立に力を尽くした。その設立とともに、志村総裁の勸業銀行および興業銀行は、原内閣の政府救済低利資金五千万円を原資として、第二次帝国蚕糸への救済資金貸付を行い、これにより生糸滞貨の生産費買入れ(一千五百円)を行わしめた。さらに、志村は、四四議會に於いて、山本農相ら原内閣に働きかけ、蚕糸業救済貸付金補償案(予算外国庫負担契約案)を議會に提出・成立させた。これは、勸銀および興銀の救済融資が焦げ付いた際、政府が両行の損失を補償するという案であった。⁽⁹⁾ また他方で、志村は、小作争議の加速度的激増に際し、農林官僚石黒忠篤らが農林省内に設置した小作制度調査委員会に参加、初期の小作立法にも参画することとなった。⁽¹⁰⁾ 志村のこの時期の農政指導は、むしろ米穀Ⅱ食糧問題ではなく、日本資本主義を正貨獲得の面で支える蚕糸業の救済に集中し、また日本農業Ⅱ地主制の根幹にかかわる小作問題Ⅱ農地立法にも、対応を開始していたのである。

とはいえ、志村もまた、米穀法定に無関心であった訳ではない。志村源太郎は、大日本米穀会第十四回大会の席上、米穀法を、「人為を以て此天然を制しやう」とするものと評し、米穀法の運用は、「中々困難なる事のやうに感ぜられる」と発言した。たしかに、「米が安くなれば買う高くなれば売ると云ふ事柄は誠に言葉だけでは簡単」であり、「米

が剩る時は買ひ足りない時は売り出すと云ふ事柄」も言葉の上では「簡單」である。しかし、「何う云ふ時を安いと」し、「何う云ふ時を高いと云ふのか」決定することは難しい問題をはらむと、志村は指摘する。しかも、そうした決定は、「國の金を使って之「米」を買ひ之を売る」以上、「大なる國家の上から見ての必要でなければならぬ」。志村は、それが、「此俵の状態で置いたならば日本の米作に影響するとか」、「余り食料品が高く成つて」、「國民の生活を脅すとか」、米価が「國民の經濟の上に影響を及ぼす」場合であるとする。要するに、政府介入時の米価基準を日本農業の發展方向や國民生活安定という大局的見地から、政策的に如何に決定するかという問題である。そしてまた、「米穀法の適用に至つては、如何なる時に買上げ又売下をするのか」、「如何なる分量に夫を買上げ又は売出すべきか」という、米穀法発動の時期や數量の決定も「大問題」であるとした。志村は、大会参加の米穀會會員に対して、「銘々が經驗上感ぜられた所の事柄を茲に持寄り十分に御講究に成り」、「米穀法の運用は斯くあつて然るべきものである、と斯う云ふ事を御決議に成り」、「当局の参考に供するやうな事があつたならば、単に米穀會の權威である而已ならず我が日本國民の利益に貢獻する所大なるものがあると思ふ」と訴えた。米穀法は成立したが、それを如何に運用して行くか、米穀法自体には未確定な要素が数多く残されていたのである。それ故に、大日本米穀會が自己のせまい組織的利益にとらわれることなく、實際的専門的知識をいかしつつ、國民的立場から政策提言を行うよう促したのであつた。かくして成立した米穀法は、やがて、価格調節に重点をおく改正へと移行していき、そこに志村源太郎の農政構想の一環をなす米穀法改正論の登場を見ることになるであろう。

(一) 川東によれば、「おおよそ、調査會の答申がそのまま法案として議會に提出され、議會では大した論争もなく可決されるのが特徴

だが、それは、基本的には、調査會のレベルでそのときどきの米価をめぐる諸階級の対立が内部で調整され、その上で法案が提出されていたからである」とされる。それ故、川東の分析は、米価政策を「立案した調査會そのものの分析」に重点がおかれること

となる(前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』三頁)。尚、川東のいう「調査会」とは、「米価調節調査会」など政府によって設置された審議会のことである。

また、川東によれば、戦前日本の米価政策の性格は、「ブルジョアの利害と地主的利害の調節、調整的米価政策こそ基本的特徴であった」とされ、さらに、そこでの「利害の調節」は、「ブルジョアの利害により重点を置いたものであったとされる(同書四頁)。川東によれば、その「利害の調節」役が、「天皇制政府・官僚」(同書一六五頁)であり、ブルジョアの利害に重点がおかれたのは、両階級の「力関係」によるとされる(同書四頁)。

- (2) 加瀬和俊「近代日本経済史における米価問題」『評論』三七号一九八〇年二二頁。尚、ここでの「政治的要請」の中心は、「米騒動の衝撃の下で」の「体制安定」(同二二頁)、「植民地朝鮮を安定的に統治する必要」(同二三頁)、そして先の「農村支配体制」の「安定」であり、要するに「体制安定」に対する国家の第一義的配慮である。

- (3) この点、加瀬は、「産業資本確立期に比べると、労働者家計に占める米代の比率は著しく低下しており、したがって米価水準が賃金水準を規定する程度はそれだけ間接化されていた」と指摘し、「資本」一般ないし支配的資本が低米価を要求したとは断じ難い」としている(同前二二頁)。言うまでもなく本稿とは見解を異にする。

- (4) 『原敬日記』一九一九年九月二六日の記述、「余より食糧問題根本的決論を得るために諮問案の草稿を提示したるに山本農相は農商務省は今回の財政経済調査会にはもはや関係せずして宜しき様に解釈し居りたりと云ふに付余は其誤解なる事を説示し同時に右草案をとくと調査したる上にて近々調査会を開くべしと内示したり」。

- (5) 『臨時国民経済調査会要覧』一九一九年(前掲『第一次大戦後経済・社会政策資料集 第一巻』所収)一六一―二二頁。尚、ここに示された価格公定・強制収用・外米専売といった政策手法は、寺内内閣が米騒動前後に相次いで打ち出した、暴利取締令から外米管理令、穀類収用令、臨時米穀管理部設置へと至る米価政策を、体系化し、恒久化し、強化しようとするものであった。

- (6) 石黒忠篤の回想によれば、開墾助成法と並ぶ原の政策構想は、「常平倉」と「節米混食」の普及であった。しかし、「そいつを私もが、なかなか意のごとくやらぬものだから、『そんなことじゃダメじゃないか。こういうふうにするんだ』ということではある」(『原』は書いたものを人に渡すことはない人だそうだけれど一きれいに書いて、本当に御直筆の御筆先が私どものところに来たことがある)『日本農業研究所』石黒忠篤氏談 第六回一九五〇年一月一七日(生原稿版 一三三―一三四頁。尚、「書いたもの」とは、おそらく分脈からいって、原いうところの「諮問案の草稿」であろう。そうならば、「説明」は、原の考え方を直接的

に表現しているといえる。

- (7) 臨時財政経済調査会『臨時財政経済調査会要覧（第一号）』二一—二三頁（前掲山本編、『第一次大戦後経済・社会政策資料集 第一巻』一九八七年所収 一六八頁）。尚、諮問案および「説明」については、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一〇〇・一〇一頁に全文の紹介があり、そこでの川東の分析を参照した。また、同調査会全体には、他に塩供給、製鉄業振興、造船業維持発達、税制整理の諸案が諮問された。

- (8) 前掲『石黒忠篤氏談 第六回』（一九五〇年一月一七日生原稿版） 一三三頁。

- (9) 高橋光威は、原が大阪新報社の社長であった一九〇三年に、同紙主筆として招いて以来、原の側近にあつた人物である。原首相時代に、内閣書記官長の高橋が、原の意を受けて諸方面に連絡・調整に飛び回っている姿は、『原敬日記』に散見される。尚、原は、遺書により高橋を葬儀委員長に指名している。個人的な信頼のほどがうかがわれる。

- (10) 郷と原の政治関係については、郷男爵記念会編『男爵郷誠之助君伝』一九四三年 四四五—四四八頁。

- (11) 林ら貴族院の伯爵議員会派甲寅倶楽部の研究会入りと原・政友会との関係については、さしあたり尚友倶楽部編『貴族院の会派研究会史』一九七一年八一—八三頁を参照。尚、林には入閣を希望する野心があつた、『原敬日記』一九二一年四月二〇日付。

- (12) 以上、委員の構成については、前掲『臨時財政経済調査会要覧（第一号）』二三・二四頁。尚、串田萬蔵の三菱銀行部大阪支店副支配人時代と原の大阪毎日新聞時代とは重なっており、「実業新聞」を標榜した『大阪毎日』の社長原と串田とは、当然交渉があつたと思われるが、確認できないでいる。

- (13) 特別委員会審議については、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一〇八一—一〇頁。本文引用の犬塚の発言は、同書一一〇頁。

- (14) 同書 一一〇頁。

- (15) 同書 一一一頁。

- (16) 前掲『帝国農会史稿 資料編』 七七九頁。

- (17) 『原敬日記』一九二〇年一〇月九日付。

- (18) 答申案の項目は、①耕地の拡張に関する方策以下、②耕地の維持及び改良③農業水利法制定④耕作法の改良⑤農業金融⑥常平制度の設置⑦取引機関の改善⑧輸出入⑨米麦の混食其の他麦の食用増進から成り、最後に農務省の特設・北海道拓殖事業の監督制度、

植民地米麦増産および植民地と内地との政策調整機関の必要を付記・指摘していた。前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一一一—一五頁による。また同書一一七頁での川東の分析をも参照した。

(19) 以上は、同書二二—一四〇頁による。

(20) 同書一一四頁。

(21) 前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』六九—七三頁。尚、河合は、原内閣が食糧供給の増大を主に内地に求め、「植民地については、副次的な位置づけしか与えなかった」と、そこで結論づけている。本稿もまたこの見解に学んでいる。これに対し、川東は、前掲書一一八—一九頁に於いて、河合の見解に異を唱え、「決して副次的とはいえない」としている。しかし、川東の立論は、農林官僚が植民地米の増産とその移入策を排除せず帝国内での自給を志向していたということ論証しているにすぎない。端的には、答申案本文に於いては植民地米増殖が未項に付加されているに過ぎないという叙述のあり方、また、三〇年後に於ける米需給の見込みにおいても、三千数百万石の内地米増産計画に対して朝鮮米移入は五百数十万石の増大に止められているという量的規定尚、この数字は、朝鮮産米増殖の第一期計画、四五八万三千石の移入増を包含し得る数字である、加えて川東も指摘する首相原の内地における増産という考え方、これらから判断すれば、「副次的」との位置づけが単純だが妥当であると思われる。

(22) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一一〇頁。

(23) 調査会への提案内容は、臨時財政経済調査会『諮問第一号特別委員会議案綴込』および同『諮問第一号特別委員会議事録』(国立公文書館所蔵2A—36—265)特に、後者の二年二月一日の議事録中のものを参照。この案を地主的と称する所以は、「地主たると小作人たるとを問わず收穫期の現米調査は総て生産者に於て之を行ふも政府買上は総て正当なる米の所有者より買上ぐ」との規定に明瞭である。ここでは、地主小作関係、とりわけ現物小作料の収取関係が前提とされている。また、吉植の専売案については、後年のものに属するが、牧野寛素編『恩人吉植庄一郎先生』一九三三年三六八—三八四頁をも参照。

(24) 調査会への提案内容は、前掲『諮問第一号特別委員会議案綴込』を参照。同案と東洋経済新報社の石橋湛山等による米穀専売研究会との関係については、財政経済調査会に「現に鈴木梅四郎氏から、穀物専売法案——米穀専売研究会の作成に懸る——を提出した」石橋湛山「米穀管理の二方針」『東洋経済新報』一九二〇年二月四日付「社説」(石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集 第三巻』一九七一年所収二五六頁)に示されている。米穀専売研究会に懸かる米穀専売法案の全体については、「米穀専売法案及其解説」石橋湛山『新農業政策の提唱』一九二七年(『石橋湛山全集 第五巻』一九七一年四一四—四二八頁所収)を参照。

尚、先の社説に於いて石橋は、「米価決定の方針は、商工本位」とし、米の自給自足主義を放棄するよう主張する。とはいえ、米の関稅撤廃・輸入自由化にとどまらず、石橋が米の専売をも提起するのは、外米産地の凶作により輸入が思うに任せず米価の暴騰を招いた経験に照らしてのことである。いわく「今後も豊凶は、時々、我国にも起こる如く、支那にも印度にも起こるであらう。其度毎に、我国は米価の激変に遭わねばならぬ。そして、『暴騰暴落の不次なる変動から全く免脱することを得ば、其我が産業発達に資する利益は』、『実に偉大』。こうした米価安定に加えて、政府は、『米価を最低位に定むるを以て、そして我米作を、外米との自由競争の下に存続し得る範圍内に縮小せしむる』べしと、石橋は主張し、米価の安定とともに低米価それ自体をも要求している（『石橋湛山全集 第三卷』二六二—二六三頁）。このような米作の縮小に換えて、農村振興作として石橋は、二つの方策を示す。即ち第一に、『米作本位』の農業から『果実を作る、蔬菜を栽培する、或は牧畜をする』多角経営的農業への転換である（『農業政策の改革』『東洋經濟新報』一九二二年六月一日号『社説』『石橋湛山全集 第五卷』所収四一一頁）。そして、第二は、米穀専売法案の中に示された地主制の根本的改変である。同法案は、第十八条で、『政府は耕作者の種子用及自家消費用穀物として保留を請求したるものを除き、耕作者会をして穀物を納入せしむ』と規定し、専売を実施する政府は耕作者会から自家保有米を控除した米穀の買上を行うものとしている。その際、地主は、耕作者会の会員たる資格から排除されている。「解説」は、『耕作者の中へは所謂地主、即ち単に土地を所有しているだけで、自ら耕作を営業としない者は入れません』と明示している。そこでは、『自ら穀物の耕作をせぬ地主は、金納で小作人から地代を取るだけの者となり、穀物専売法とは関係なくなります。之に反し小作人は本法に依り、自作農と共に、耕作者会を組織し、政府と直接関係を結びます。袖手して地代を収むる地主の羈絆から放ちて實際の耕作者の地位を保護することは、本案を立てるに当って、私共が常に念頭に置いた願いの一つであります』（同書 第五卷）四一六、四三三・四三四頁）。この案によれば、地主は、小作人から金納小作料を受け取る純粹なレントナーに変質せられ、地主小作間の人格的從屬關係から小作人は解放せられ、『小作人は地主を通さず直接本法の支配と保護とを受くる（自作農は勿論）』（同前四一四頁）ことになる。我國の急進的自由主義が、『専売案』という、一見自由主義に反すると思われる政策を唱道するのは、地主小作關係の近代化、即ち、その人格的從屬關係を解体し、自由主義の前提である独立自由の個人＝小作人の個的獨立を確保せんがためであった。農民の國家による組織化・市場を否定した米穀國家管理という犠牲を払っても、半封建的地主小作關係の近代化の達成に對して、石橋等の急進的自由主義は、優先権を与えていたのである。

(25) 案の「米倉証券案」および浜口の「農業倉庫案」についても、前掲『諮問第一号特別委員會議案綴込』および同『諮問第一号特

- 別委員会議事録』による。また、川東の紹介前掲『戦前日本の米価政策史研究』一二八・一二九頁をも参照した。
- (26) 前掲『諮問第一号特別委員会議事録』二月一日特別委員会の議事要旨。
- (27) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一三六・一三七頁。
- (28) 同書 一二二、一三五頁。
- (29) 『帝国農会報』一〇巻一二号一九二〇年 五八・五九頁。前掲『帝国農会史稿記述編』三〇一頁。尚、米投売防止運動については、前掲栗原百寿『帝国農会を中心とした系統農会の農政運動』、『栗原百寿著作集 第五巻』所収二〇三―二〇八頁、前掲『帝国農会史稿』二九八―三一〇頁、前掲宮崎『大正デモクラシー期の農民と政党(一)』、『国家学会雑誌』九三巻七・八号四〇―四六頁、玉真之介『系統農会による米投売防止運動の歴史的性格―岡山県を中心に―』、『岡山大学産業経営研究会』『研究報告書』二二―三集一九八八年を参照した。
- (30) 福田美知『帝国農会幹事の回想、農会幹事系統農会史編纂会編』、『農会の回想』一九五二年 一四・一五頁。
- (31) 帝国農会『米投売防止運動に関する顛末報告』、『帝国農会報』一卷五号一九二二年 四三頁。
- (32) 同前 四五頁。
- (33) 『帝国農会報』一卷一号一九二二年 一―三頁。
- (34) 前掲『米投売防止運動に関する顛末報告』 四四頁。『宣伝書』一―六については、『帝国農会報』一卷一号三一―三八頁に掲載されている。
- (35) 『大阪朝日新聞』一九二〇年二月八日付。朝日の記事には、その他にも、同月一七日付、二一日付第五面「財界十方敵」がある。尚、後者への農会の批判は「宣伝書第三」にある。前掲玉「系統農会による米投売防止運動の歴史的性格」八・九頁も参照。
- (36) 前掲玉「系統農会による米投売防止運動の歴史的性格」一二・一三頁。
- (37) 同前 一四頁。
- (38) 同前一〇頁。尚、この「投売防止実行組合」は兵庫・京都でも組織された、前掲『帝国農会史稿』三〇七・三〇八頁。
- (39) 帝国農会『宣伝書第五』前掲『帝国農会報』一卷一号 一六頁。
- (40) 前掲『帝国農会史稿』三〇九頁参照。
- (41) 『大阪朝日新聞』二月一七日付。

- (42) 同紙 一月一八日付。
- (43) 起案を命じられた荷見安の回想、同編『食糧政策資料集成』一九五七年はしがき二・三頁。
- (44) 同書 同頁。尚、大蔵省理財局案ではなく、荷見ら起案の二徳円案が、年明け早々には、政府案として認められている。
- (45) 『原敬日記』一九二〇年二月三〇日付。
- (46) 例えば、『原敬日記』一九一九年一〇月一三日付など、山県は、これ以後も度々米価公定論を原に対して唱えている。
- (47) 『原敬日記』一九二〇年二月三〇日付。
- (48) 同書 一九二〇年二月三一日付。
- (49) 同書 一九二一年一月一日付。
- (50) 高橋是清「社会政策上看過し難き米価問題」（大正七年一月）高橋是清遺述『高橋是清経済論』一九三六年所収 三三二頁。尚、備荒貯蓄による米の買い上げをこの場で主張している。米穀手形による決済と備荒貯蓄の利用というアイデアは高橋に由来するのかもしれない。また、高橋には、「米穀官営」論もある、「米穀官営の必要」同書三四一—三四三頁（一九一八年一月『大阪朝日新聞』掲載）。また、一九年六月にも再論、『大阪朝日新聞』一九一九年六月一日付。しかし、それらは内容的には、米価公定論と重複するものである。したがって、米の全量政府管理といった本来の「専売」ではないことに注意しなければならない。
- (51) 『原敬日記』一月一日付。
- (52) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』 一三五頁。
- (53) 同書 一三九頁。
- (54) 『原敬日記』一九二一年一月二日付。尚、『大阪朝日新聞』一九二一年一月三日付は、「常平制案にて暴露せし政府部内の不統一」を報じている。
- (55) 「委員会の説は、不徹底と思ひ反対したれ共、政府案には賛成なりとの趣旨に議會に於て説明する事可ならんと注意」『原敬日記』一九二一年一月二日付。
- (56) 前掲玉「系統農会による米投売防止運動の歴史的性格」 二〇—二三頁参照。
- (57) 『帝国農会報』一卷五号一九二一年 四六頁。
- (58) 同誌 四七頁。

- (59) 『憲政』四巻七号一九二二年 三三・三四頁。
- (60) 『大阪朝日新聞』一九二二年二月五日付。
- (61) 同紙 一月二十七日付。
- (62) 同紙 二月三日付。
- (63) 同紙 二月八日付。
- (64) 同紙 二月一〇日付。
- (65) 『帝国議会衆議院議事速記録』38 『第四四回議会上大正九年 三九五・三九六頁。』
- (66) 同書 三九六頁。
- (67) 同書 四〇〇頁。
- (68) 浜口雄幸「常平倉案反对理由」、『憲政』四巻一号一九二二年 一四—一七頁。また『大阪朝日新聞』一月一九日付もほぼ同じ内容を伝えている。尚、浜口によれば、最高最低価格の公定とは、最高価格設定による米価高騰抑制⇨消費者保護、最低価格設定による「生産費」保障⇨生産者保護、即ち両者の調和である。また、答申案のような価格基準無き政府裁量による米売買は、「政客政商との間に恐らく結託行われ」、「相場を試みる者を生じ」、腐敗の温床となる。さらにそれは、「陳情」、「運動」が政府に「高値に買入れを強要」し、低米価を求める「労働者其他よりは陳情、運動、脅迫等が起こり」、「階級戦争」が「激成せられ」とした。したがって、先のような「根本的改造」が必要であるというのである。
- (69) 『帝国議会衆議院委員会議録』29 『第四四回議会』三三 『大正九・十年 二二一頁。』
- (70) 『大阪朝日新聞』一九二二年二月二十七日付。
- (71) 同紙 三月四日付。
- (72) 同紙 三月一日付。
- (73) 同紙 三月四日付。
- (74) 同紙 三月三日付。
- (75) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録』29 『二七〇頁。』
- (76) 同書 二七〇・二七一頁。

- (77) 同書 二七二・二七三頁。
- (78) 同書 二七一・二七二頁。
- (79) 同書 二七三・二七四頁。尚、上田のつけた希望条件とは、①政府は速に收穫予想調査の統一を期すること、②米価公定判断の基準を予め決定し置くこと、③外米管理の適否に対し更に相当の考慮研究をせられたきこと、これら三点である。
- (80) 同書 二七四・二七五頁。
- (81) 小菅の反対討論は、前掲『帝國議會衆議院議事速記録38』 五二四・五二五頁。
- (82) 前川は、米穀法は「我党の理想とする直接の手段と相距ることが甚だ遠い」が、「一時応急の手段として本法に賛成を致す」としている。同書 五二八頁。
- (83) 同書 五三〇―五三二頁。
- (84) 同書 五三三頁。
- (85) 『帝國議會貴族院委員會議事速記録 15』第四四回議會「三」大正十年 三二七頁。
- (86) 米穀法による米買い上げの際の米価基準をめぐる論戦については、同書三一九―三三〇頁を、外国米専売をめぐる論戦については、同書三三一―三三七頁をそれぞれ参照。前者をめぐる論戦では、本文に加えて、上山が「時価が段々騰つて来て」、「何処まで騰つて来たら「買入を」御止めになるか」と質したのに対し、山本は「それは相分かりますね」としか答えることが出来なかつた。「オートマチック」の標準」をめぐることは、岡本農務局長は「さう云ふ名法はあるまい」とつっぱね、基準が定められない以上、「其途の経験ある多数の御方に御集りを願つて」米穀需給調節委員會で決めるしかないとした。後者をめぐる論戦の中では、上山が「常平制度を実行するには外国米専売が之に伴はなければ其効果が十分でない」と質したのに対し、山本は「自然の相場に任して商人の手で出入れをすると云ふ程度に止めて置」きたいと答弁している。これは、原内閣発足当初からの政策的立場である。
- (87) 同書 三一九頁。
- (88) 「価格を適当と定めて置けば相場が変動した時にはどうするか」同書 三四〇頁。
- (89) 同書 三四一頁。
- (90) 同書 三五九頁。
- (91) 同書 三七九頁。

- (92) 同書 三八四頁。
- (93) 同書 三八五頁。
- (94) 同書 三八九頁。
- (95) 同書 三九〇頁。
- (96) 『帝國議會貴族院議事速記録 39』第四四回議會下大正十年 八三一頁。
- (97) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録38』 九四九・九五〇頁。
- (98) 山崎延吉「農民運動の效果に就て」、『帝國農會報』一一卷三號一九二二年 九頁。
尚、農民自身の不売同盟による米価釣り上げの失敗、運動の破綻は明かであった。それ故、山崎自身「目下米価は下落しつゝある、為に農民運動「『投売防止運動』の効果を疑ふものがある」ことを認めねばならなかつた。そうした農民の中に広がる無力感を押さえるために、山崎は、「投げ売防止の運動丈で所期の目的が達成されぬのは当然である。米穀法が実施されるに至り、農民の自衛策と相待つて、初期の目的を果たし得る」と強弁することになる。今や「農民運動は、米穀法の創定によりて頓挫したるやの感があ」(山崎「農民運動の将来」、『帝國農會報』一一卷五號一九二二年 一〇頁) ったから、運動それ自体は、農業利益のための地主的農政運動にさらに傾斜していくのか、自力で市場変動に立ち向かうための生産農民自身の組織化を更に強めていくのか、岐路に立っていたといえよう。
- (99) 栄養研究所については、厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史(資料編)』一九八八年 一九七頁を参照。また、ここに米麦混食普及の課題が引き継がれた経緯については、人口食糧問題調査会『人口食糧問題調査会 第二回食糧部会速記録』一九二七年(国立公文書館所蔵? A-36-委55)中の、七十五番(佐伯委員)の発言を見よ。
- (100) 大正九・一〇年の蚕糸救済については、さしあたり、農林省編『繭糸価格安定制度六十年史 上巻』一九七七年 四九四―五七八頁を参照。
- (101) 前掲拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程(三)」二二七―二三一頁、および前掲「同(四)」三七―七二頁を参照。
- (102) 志村源太郎「大日本米穀會第十四回大會開會の辞」、『大日本米穀會報』二二四號一九二二年六月 七・八頁。